

豊橋市物品調達・業務委託に係る一般競争入札実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊橋市契約規則（昭和39年規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊橋市が発注する物品の購入、物品修繕、業務委託（工事に伴う設計監理・調査測量等の委託を除く。）及び物品の借入れ（以下「契約」という。）に係る一般競争入札の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(契約締結方法の原則)

第2条 契約の締結は、規則第52条の規定により随意契約によることができる場合を除き、原則として一般競争入札によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、契約の内容から、豊橋市物品調達審査会、豊橋市委託業務審査会及び豊橋市委託業務審査会部会（以下「審査会等」という。）が必要と認めるときは、指名競争入札等によることができるものとする。

(入札の公告)

第3条 市長は、規則第37条の規定に基づき、あいち電子調達共同システム（物品等）の入札情報サービス等により一般競争入札の公告を行うものとする。

(入札参加資格)

第4条 一般競争入札の入札参加資格要件（以下「入札参加資格」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 入札の公告日（第8条の規定に基づく入札後資格確認型一般競争入札の場合にあっては開札日）において、当該入札対象案件の種類に応じた営業種目で、本市の入札参加資格者名簿（物品等）に登録をされている者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 入札の公告日から落札決定の日までの間に豊橋市工事請負契約等に係る指名停止要領（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止措置に付されていない者
- (4) 入札の公告日から落札決定の日までの間に豊橋市が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書（平成26年3月26日付け豊橋市長、愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者

2 前項に規定するほか、当該契約の種類や内容等に応じて、次の各号に掲げる事項

を定めることができる。入札参加資格として定めた場合は、入札の公告において明らかにするものとする。

(1) 本社（本店）又は支社（支店・営業所）の所在地

(2) 履行実績

(3) 官公署の許認可や資格の取得状況等

(4) その他審査会等で必要と認めた事項

3 前項第1号に定める所在地については、市内に本社（本店）又は支社（支店・営業所）を置く者を優先する方針のもと定めるものとする。

（一般競争入札の参加申請）

第5条 一般競争入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書（様式1）（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（一般競争入札の入札参加資格の確認）

第6条 市長は、申請書の提出があったときは、入札参加資格の有無について確認を行い、競争入札参加資格確認通知書（様式2）により通知する。

（一般競争入札の無効）

第7条 市長は、申請書に虚偽の記載を行った者又は入札参加資格を満たさなくなった者のした入札は、無効とする。

（入札後資格確認型一般競争入札）

第8条 第5条及び第6条の規定にかかわらず、入札参加資格の確認を入札執行後に行うことができる。

（入札後資格確認型一般競争入札の落札候補者）

第9条 前条の入札において、予定価格の制限の範囲内の価格で入札を行った者（最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者）を落札候補者とする。

（入札後資格確認型一般競争入札の落札決定の保留）

第10条 市長は、前条の規定による落札候補者があるときは、その者の入札参加資格を確認するため、落札決定を保留する。

（入札後資格確認型一般競争入札の入札参加資格確認に必要な書類の提出）

第11条 市長は、落札候補者のうち最低の価格をもって入札を行った者（以下「第一順位の落札候補者」という。）に対し、落札候補者通知書（様式3）により、速やかに、競争入札参加資格報告書（様式4）（以下「報告書」という。）の提出を求

める。

2 前項の報告書は、提出を求めた日の翌日から起算して原則として2日（豊橋市の休日を含める条例（平成3年条例第3号）第1条第1項各号に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に提出しなければならない。

3 第一順位の落札候補者が前項の規定による提出期限内に報告書を提出しないとき又は入札参加資格の確認のため市長が行う指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

（入札後資格確認型一般競争入札の入札参加資格の確認）

第12条 市長は、第一順位の落札候補者の入札参加資格の確認を行い、当該落札候補者が入札参加資格を満たしていない場合にはその者のした入札を無効とし、次に低い価格を提示した落札候補者（以下「次順位の落札候補者」という。）について確認を行う。この場合において、前条及び本項中「第一順位の落札候補者」とあるのは「次順位の落札候補者」と読み替え、入札価格の低い順に入札参加資格を順次確認する。

2 前項の場合において、同額の入札を行った落札候補者がいる場合には、くじにより確認の順序を決定する。

3 第1項の確認は、入札書及び報告書により行う。ただし、必要に応じて当該落札候補者に対し別途資料を求めることができる。

4 入札参加資格の確認に際し、当該落札候補者の行為が悪質であると契約担当課長が認めるときは、指名停止措置要領に基づき不正業者として財務部長に報告する。

（入札後資格確認型一般競争入札の落札者の決定等）

第13条 市長は、前条の確認の結果、入札参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者として決定し、落札決定通知書（様式5）により落札者に通知する。

2 市長は、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して通知する。

3 前2項の通知は、第11条第2項に規定する報告書の提出期限の翌日から起算して原則として3日（休日を含まない。）以内に行う。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年3月10日から施行し、平成23年4月1日以降の入札執行に係

る契約から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。